

事務連絡  
令和6年2月22日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）御中  
中核市

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年能登半島地震に係る障害児支援施設等の人員基準等の  
取り扱いについて（再周知）

令和6年能登半島地震による災害に伴い、人員配置基準・施設設備基準の緩和や人員配置基準・施設設備基準を満たさない場合も報酬の対象にするといった基準等の緩和措置をお示ししているところ、その取り扱いについて、改めて下記のとおり周知いたしますので、下記内容について御了知の上、都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び障害児支援事業者等に対して周知を行うなど、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 障害児支援施設等の人員基準等の取り扱いについて

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（令和6年1月1日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）の3において、職員の他施設等への応援派遣により、派遣元の施設等において、職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられるが、人員、設備等の基準の適用については柔軟に取り扱って差し支えない旨お示ししているところ、引き続きこれらの対応をお願いいたします。

2. 障害児通所給付費及び障害児入所給付費等の取り扱いについて

「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和6年1月4日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部ほか事務連絡。以下「1月4日事務連絡」という。）別添において、

- ・ 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能である旨

- ・ 基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である旨
  - ・ 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能である旨
- をお示ししているところ、引き続きこれらの対応をお願いいたします。

< 「1月4日事務連絡」別添（抜粋） >

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能か。

(答)

減算措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の（派遣前の配置人数に基づく）報酬の算定を可能とする。

8. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能か。

(答)

減算措置を適用しない取扱いが可能である。なお、日中活動サービス事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。